

## ダイオキシン類対策特別措置法に基づく対策地域に指定した案件

1 地域名	東京都大田区大森南	和歌山県橋本市	香川県高松市	東京都北区豊島	福島県双葉郡大熊町
2 対策実施者	東京都	和歌山県	高松市	北区	大熊町
3 地域指定	平成 13 年 6 月 14 日	平成 14 年 4 月 5 日	平成 17 年 3 月 4 日	平成 18 年 3 月 6 日	平成 19 年 1 月 16 日
4 対策計画策定	【第一次】 平成 13 年 10 月 10 日 【第二次】 平成 15 年 8 月 14 日	平成 14 年 5 月 29 日	平成 17 年 6 月 8 日	平成 18 年 12 月 19 日	平成 19 年 11 月 29 日
5 指定解除	平成 18 年 6 月 19 日	平成 17 年 8 月 9 日	平成 17 年 8 月 12 日	—	平成 22 年（一部解除）
6 指定面積	365m <sup>2</sup>	4,930 m <sup>2</sup>	342 m <sup>2</sup>	13,410 m <sup>2</sup>	8,970 m <sup>2</sup> (258m <sup>2</sup> : 一部解除後)
7 最大濃度	570,000 pg-TEQ/g	100,000 pg-TEQ/g	3,200 pg-TEQ/g	240,000 pg-TEQ/g	14,000 pg-TEQ/g
8 対策規模	1,000 m <sup>3</sup>	2,600 m <sup>3</sup>	17 m <sup>3</sup>	—	869,87 m <sup>3</sup>
9 負担割合	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 汚染原因者 75%</li> <li>・ 国（補助金） 13.75%</li> <li>・ 東京都 5.625%</li> <li>・ 大田区 5.625%</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 国（補助金） 55%</li> <li>・ 和歌山県 45%</li> <li>・ 橋本市 —</li> <li>・ 汚染原因者 0</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 国（補助金） 55%</li> <li>・ 香川県 —</li> <li>・ 高松市 45%</li> <li>・ 汚染原因者 0</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 汚染原因者 75%</li> <li>・ 国（補助金） 13.75%</li> <li>・ 北区 11.25%</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 汚染原因者 75%</li> <li>・ 国（補助金） 13.75%</li> <li>・ 大熊町 7.5%</li> <li>・ 福島県 3.75%</li> </ul>
10 対策方法	掘削除去 ⇒溶剤抽出処理 (分離した PCB 液は、処理施設において無害化処理)	現地処理（ジオメルト溶融処理、コンクリートボックス封じ込め）	掘削除去 ⇒溶融処理（県内処理）	覆土等、被覆工事	掘削除去 ⇒3000 pg-TEQ/g を超える土壌は焼却処理、その他は管理型最終処分場で埋立処分